

第3学年 社会科指導案

日時	平成19年10月17日(水)5校時
学級	北上市立北上中学校 3年A組
	男子 18名 女子20名 計38名
場所	3年A組教室
指導者	教諭 加藤 建一

- 1 単元名 第3章 わたしたちの暮らしと経済
第1節 暮らしを支える経済
3 消費者の自立

2 単元について

本単元では、個人や企業、地方公共団体の経済活動を扱う。生徒の身近な消費活動を中心に経済活動の意義を理解させること、市場経済の基本的な考え方について理解させること、現代の生産の仕組みのあらましについて理解させること、市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に対して国や地方公共団体が果たしている経済的役割について考えさせることなどが、主なねらいである。

本時の目標は、商品や契約について知識や判断力を身につけさせ、正しい行動ができるような自立した消費者になるための基礎的な授業にすることである。具体的には、様々な消費者問題を学習していく。特に、現在被害者が続出する様々な悪質商法にスポットをあて、その具体的な手口を理解させたい。また、その対応策(クーリング・オフ等)を知るとともに、実際の運用の課題についても考えさせていく。

3 生徒について

事前アンケート「悪質商法に巻き込まれたことはあるか？」では、学年の生徒の22%が何らかの商法に巻き込まれたとの結果が出た。予想より、高い数字と感じた。

学級は、総じて元気が良く発言も多い。いわゆる反応の良い学級である。が、発言内容を吟味すると、熟慮した内容を発言する生徒は少数で、感覚的な発言が多く出される傾向にある。十分に思考し、その上で発言できるよう、ノートに書かせてから発言をする機会を設けるなど、工夫したい。

4 単元の目標

(1) 社会事象への関心・意欲・態度

個人や企業の経済活動に対する関心を高め、それを意欲的に追及し、経済活動について考えようとしている。

(2) 社会的な思考・判断

社会における企業の役割と社会的責任、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、多面的・多角的に考察し、個人や企業の経済活動のあり方について様々な立場から公正に判断している。

(3) 資料活用の技能・判断

個人と企業の経済活動に関する様々な資料を収集し、学習に役立つ情報を適切に選択して活用するとともに、追及し考察した過程や結果をまとめたり、説明したりしている。

(4) 社会事象についての知識・理解

経済活動の意義、市場経済の基本的な考え方、生産のしくみのあらまし、金融の働きについて理解し、その知識を身につけている。

5 単元の指導計画と評価規準 (12時間扱い 本時4 / 12)

時	おもな学習内容	評価規準			
		社会的な事象への関心・意欲・態度	社会的な思考・判断	資料活用の技能・表現	社会的な事象についての知識・理解
第1時	株式ゲーム	株式の売買ゲームを通して、経済学習に意欲を持つ。		決められた金額の中で、資料から銘柄を選択し、購入することができる。	
第2時	暮らしを見つめて		毎日の暮らしと経済活動の関わりについて、経済の三主体を中心に考えることができる。		
第3時	消費と暮らし				所得と消費・貯蓄との関わりについて理解する。
第4時 第5時	消費者の自立		消費者をめぐる問題点を理解し、その対策について考えることができる。		
第6時	ものの価格の決めり方		価格の意味や役割、価格決定のメカニズムについて考えることができる。		
第7時	市場は万能ではない				需給関係によって価格が変動することや、独占・寡占、公共料金について理解できる。
第8時	企業はさまざま				資本主義経済のしくみを理解できる。
第9時	会社のしくみと役割		企業間の公正な競争が経済の発展に欠かせないこと、反面、企業の集中と独占が消費者の利益を損なうことを考える。		
第10時	資金の貸し借り	家計における金融の役割について関心を持ち、意欲的に調べようとする。			
第11時	変わる産業			資料から技術革新や情報化など経済のソフト化と、第一次産業の実態を読み取る。	
第12時	資源をむだなく		食料との関わりから、農林水産業の役割を考える。		

6 本時について

(1) 本時の目標

悪質商法に巻き込まれないためには、どうしたら良いだろうか？(社会的な思考・判断)

(2) 評価の観点と具体的評価規準

観 点	具体的評価規準		C: 努力を要する生徒への手だて
	A: 十分満足できる	B: おおむね満足できる	
社会的な 思考・判断	悪質商法を理解し、その被害に遭わないようにするために、どう行動したらよいかを明確に考察することができる。	悪質商法を理解し、その被害に遭わないようにするために、どう行動したらよいかを考察することができる。	自分の立場を明確にさせ、なぜそのように考えたか、感じたかを、他の意見を参考にさせながら、自分なりに記入するように促す。

(3) 指導と評価の計画

	学習内容	指導と評価(配慮事項)
導 入 5	1 課題把握 ・ 架空請求の手紙 ・ 悪徳商法に巻き込まれた生徒の体験紹介 2 学習課題の設定	・ 実際の架空請求を紹介し興味を抱かせる。 ・ 生徒の例から、課題意識を持たせる。
展 開 35	悪質商法に巻き込まれないためには、どうしたら良いだろうか？ 3 知識を得る 悪徳商法の手口を知る インチキ内職・アポイントメント キャッチセールス・資格商法点 マルチ・霊感・催眠(SF)商法など クーリングオフ制度 手続き方法、期間、指定商品 4 クーリングオフの追及(考え判断する) 「民事訴訟例・点検商法によりリフォーム工事を行い、クーリングオフ期間を過ぎた事例だが、解約できるか？」 実際の判決	・ 具体的に、教師の体験も含めながら、その手口を紹介する。 ・ 騙されたときの救済制度を知る。 自分の意見をノートに記入し、発表する。 評価～期間巡視で、文章を見る。書けていない生徒を支援する。(思考・判断) ・ 業者の書面不備により、期間経過後でもクーリングオフが認められた事例。
終 末 10	5 まとめ クーリングオフのルール強化 (平成16年の特定商取引法の改正) どうしても、困ったとき 国民生活センター(03-3443-6211) 県民生活センター(019-624-2209) 市消費生活相談室(0197-65-2731) 6 感想記入	・ 不実告知、クーリングオフ妨害などの場合、契約取消などが可能となったこと等を説明。また、指定商品のみならず全商品にクーリングオフを適用しようとする動きがあることも紹介する。 ・ 自分で判断できない場合の相談機関を紹介する。 ・ 時間があれば、発表させる。 評価～ノートの文章から、課題に迫っているかを判断する。(思考・判断)